公　告

諸　事　項

有権者申出方

元当局所属公証人中村昭博の身元保証金還付につき、その上に権利を有する者は、本公告掲載の日の翌日から６か月以内に当局に申し出て下さい。

令和７年６月23日　　神戸地方法務局

適格機関投資家等特例業務届出者に対する処分の公告

金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第63条の５第３項の規定に基づき、次の適格機関投資家等特例業務届出者に対し、業務の廃止を命じたので、同条第６項の規定により公告する。

１．業務廃止を命じた適格機関投資家等特例業務届出者の氏名等

・商号又は名称　株式会社スターマウンテン
・住所又は所在地　東京都港区六本木一丁目６番１号泉ガーデンタワー10階
・商号又は名称　株式会社Ｅ－ＲＡキャピタル
・住所又は所在地　埼玉県秩父郡皆野町皆野305－３

２．業務廃止命令年月日

令和７年６月５日

令和７年６月23日

関東財務局長　目黒　克幸

相続財産清算人の選任及び相続権主張の催告